

抽選販売の流れ

申込みできない方

- ア) 被後見人または被保佐人
- イ) 市税等の滞納者（市外の方:居住市町村税の滞納者）
- ウ) 「いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱」に規定する排除措置対象者に該当する方
- エ) 転売目的で購入しようとする方（個人に限る）

1 申込み

【受付期間】 R7.6.2(火)～R7.6.30(月)

次の書類を勿来区画整理事務所に提出してください。

- (1) 保留地買受申込書
- (2) 確認書
- (3) 口座振替依頼書（抽選保証金を返還する口座登録用）
※ Web登録される方は提出不要
- (4) 請求書（抽選保証金返還用）
- (5) 世帯全員の住民票（個人の場合）
- (6) 商業・法人登記簿謄本（法人の場合）
- (7) 市町村が発行する身分証明書（申込者が法人の場合は、代表者個人の身分証明書）
- (8) 印鑑証明書（法人の場合は、法人印の印鑑証明書）
- (9) 市税等の完納証明書（住所地在市外の場合は、納税証明書）

【注意事項】

- ・申込書は郵送でも受け付けますが、受付期間内に当事務所に到着したもののみ受理します。

抽選指定書の交付

市から**抽選指定書**、**抽選保証金納入通知書**が送付されます。

2 抽選保証金の納入

納入通知書兼領収証書で納入してください。

※販売価格の3%（千円未満切上）

- (1) 保証金は、抽選終了後に指定の口座に返還します。
- (2) 当選者は、契約保証金納付後に返還します。
契約保証金に充てることもできます。

【抽選保証金】

- | | |
|------------|------------|
| ①：302,000円 | ⑧：273,000円 |
| ②：518,000円 | ⑨：437,000円 |
| ③：483,000円 | ⑩：373,000円 |
| ④：352,000円 | ⑪：282,000円 |
| ⑤：232,000円 | ⑫：454,000円 |
| ⑥：259,000円 | ⑬：581,000円 |
| ⑦：495,000円 | ⑭：338,000円 |

3 抽選

【日時】 R7.7.22 (火) 午後2時 (受付：午後1時30分～)

勿来支所3階 中会議室

- (1) 抽選の際、抽選保証金の領収証書を提示してください。
- (2) 抽選は指定の日時・場所で、申込者本人が行います。
- (3) 抽選を代理の方に委任するときは、委任状を用意してください。

落選

抽選保証金は、指定の口座に返還します。

当選

売却決定の通知

- (1) 買受資格を満たしている場合、市から売却の決定が通知されます。
- (2) 通知書に記載されている契約締結期限までに、土地売買契約を締結します。

契約日当日に契約保証金を納入する必要があります。書類作成の都合上、契約日の事前打ち合わせをお願いしています。

4 契約保証金の納入

納入通知書兼領収証書で納入してください。

※販売価格の5% (千円未満切上)

- (1) 抽選保証金を充て、不足分のみを納入することができます。
- (2) 契約保証金は、土地代金に充てることができます。

契約保証金の納入と売買契約日は同日となります。

【契約保証金】

- | | |
|------------|------------|
| ①：503,000円 | ⑧：454,000円 |
| ②：862,000円 | ⑨：729,000円 |
| ③：805,000円 | ⑩：622,000円 |
| ④：586,000円 | ⑪：470,000円 |
| ⑤：386,000円 | ⑫：756,000円 |
| ⑥：431,000円 | ⑬：968,000円 |
| ⑦：824,000円 | ⑭：562,000円 |

5 土地売買契約

土地売買契約書により、契約を取り交わします。

上記「5 契約保証金の納入」と売買契約日は、**同日**となります。

6 土地代金の納入

契約締結日から**10日以内**に納入してください。

契約保証金を土地代金に充てるときは、保証金を差し引いた残額となります。



土地の引き渡し

- (1) 売買代金完納すると土地引渡通知書が交付され、土地が使用できるようになります。
- (2) 家屋等の新築、外構等の工作物を設置するときは、**施行区域内建築行為等の許可申請**が必要となります。
- (3) 購入した保留地に自宅を新築するなどし、土地売買契約時と異なる住所地となったときは、**権利変動届書**を提出してください。

購入した宅地(保留地)の登記について

購入した保留地は、事業完了時の換地処分という手続きののち、いわき市から購入者へ所有権移転登記が行われます。

このため、契約時から換地処分までの間は、登記簿謄本がない状態となりますが、各種の権利は、施行者が管理する台帳に記載することで保全されます。

事業完了は 令和14年3月31日以降を予定しています。